

石川県災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1 大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、石川県災害福祉支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるものと認められる規模の災害
- (2) 要配慮者 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者
- (3) 石川県災害派遣福祉チーム 福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害発生時に避難所その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）
- (4) チーム員 チームを構成する者

(活動)

第3 ネットワーク会議は、次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 大規模災害時における要配慮者の支援の調整に関すること。
- (2) 大規模災害に備えたチーム員の養成及びチームの編成に関すること。
- (3) 前2号に関し必要と認められること。

(組織)

第4 ネットワーク会議は、石川県内の社会福祉施設等関係団体、福祉職能団体及び市町、石川県社会福祉協議会並びに石川県（以下「構成団体」という。）で組織する。

- 2 ネットワーク会議に事務局を置く。
- 3 事務局は、石川県健康福祉部厚生政策課に置く。

(役員)

第5 ネットワーク会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- 2 会長は石川県健康福祉部厚生政策課長をもって充て、ネットワーク会議を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は社会福祉法人石川県社会福祉協議会事務局長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6 ネットワーク会議は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第7 ネットワーク会議は、必要に応じて構成団体以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8 ネットワーク会議の庶務は、石川県健康福祉部厚生政策課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月8日から施行する。

(別表)

石川県災害福祉支援ネットワーク会議 構成団体

区 分	団 体 等 名
福祉関係	石川県社会福祉協議会
	石川県社会福祉法人経営者協議会
	石川県老人福祉施設協議会
	石川県老人保健施設協議会
	日本認知症グループホーム協会 石川県支部
	石川県社会福祉協議会 障害福祉施設部会
	石川県社会就労センター協議会
	石川県知的障害者福祉協会
	石川県社会福祉協議会 保育部会
	日本保育協会 石川県支部
	石川県児童養護協議会
	石川県介護福祉士会
	石川県介護支援専門員協会
	石川県社会福祉士会
	石川県ホームヘルパー協議会
行 政	金沢市
	七尾市
	小松市
	輪島市
	珠洲市
	加賀市
	羽咋市
	かほく市
	白山市
	能美市
	野々市市
	川北町
	津幡町
	内灘町
	志賀町
	宝達志水町
	中能登町
	穴水町
	能登町
石川県	